

令和 5 年

市議会 1 2 月定例会議案参考資料

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

（議案第49号、参考資料）

改正後（令和5年4月1日適用）	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額 に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合にお いては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけ るその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に <u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 略</p>

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和6年4月1日）	改正前（令和5年4月1日適用）
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議員報酬月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 <u>497,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>427,000円</u></p> <p>(3) <u>常任委員会（予算・決算委員会を除く。）の委員長</u> <u>417,000円</u></p> <p>(4) 議員 <u>406,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議員報酬月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 <u>496,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>426,000円</u></p> <p>(3) 議員 <u>405,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に、<u>6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

（議案第50号、参考資料）

改正後（令和5年4月1日適用）	改正前
<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略</p>	<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略</p>

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和6年4月1日）	改正前（令和5年4月1日適用）
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料月額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 <u>934,000円</u></p> <p>(2) 副市長 <u>774,000円</u></p> <p>(3) 教育長 <u>701,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料月額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 <u>931,000円</u></p> <p>(2) 副市長 <u>772,000円</u></p> <p>(3) 教育長 <u>699,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

（議案第51号、参考資料）

改正後（令和5年4月1日適用）	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p>

改正後（令和5年4月1日適用）	改正前
3～5 略 別表第1・別表第2 略	3～5 略 別表第1・別表第2 略

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和6年4月1日）	改正前（令和5年4月1日適用）
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>

改正後（令和6年4月1日）	改正前（令和5年4月1日適用）
3～5 略	3～5 略

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 〔実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)〕

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定〔内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円〕

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 ◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
 (平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第52号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p><u>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><u>第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>(5) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～14 略</p> <p style="text-align: center;">(被保険者均等割額の減額の特例)</p> <p>15 当分の間、第23条第1項第1号ア中「1万6,940円」とあるのは「1万7,666円」と、同号ウ中「7,000円」とあるのは「7,300円」と、同号オ中「8,190円」とあるのは「8,541円」と、同項第2号ア中「1万2,100円」とあるのは「1万3,310円」と、同号ウ中「5,000円」とあるのは「5,500円」と、同号オ中「5,850円」とあるのは「6,435円」と、同項第3号ア中「4,840円」とあるのは「6,776円」と、同号ウ中「2,000円」とあるのは「2,800円」と、同号オ中「2,340円」とあるのは「3,276円」と、同条第2項第1号ア中「3,630円」とあるのは「3,267円」と、同号イ中「6,050円」とあるのは「5,445円」と、同号ウ中「9,680円」とあるのは「8,712円」と、同項第2号ア中「1,500円」とあるのは「1,350円」と、同号イ中「2,500円」とあるのは「2,250円」と、同号ウ中「4,000円」とあるのは「3,600円」と、<u>同条第3項各号列記以外の部分、第2号、第4号及び第6号中「(第1項)とあるのは「(附則第15項の規定により読み替えて適用する第1項)」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～14 略</p> <p style="text-align: center;">(被保険者均等割額の減額の特例)</p> <p>15 当分の間、第23条第1項第1号ア中「1万6,940円」とあるのは「1万7,666円」と、同号ウ中「7,000円」とあるのは「7,300円」と、同号オ中「8,190円」とあるのは「8,541円」と、同項第2号ア中「1万2,100円」とあるのは「1万3,310円」と、同号ウ中「5,000円」とあるのは「5,500円」と、同号オ中「5,850円」とあるのは「6,435円」と、同項第3号ア中「4,840円」とあるのは「6,776円」と、同号ウ中「2,000円」とあるのは「2,800円」と、同号オ中「2,340円」とあるのは「3,276円」と、同条第2項第1号ア中「3,630円」とあるのは「3,267円」と、同号イ中「6,050円」とあるのは「5,445円」と、同号ウ中「9,680円」とあるのは「8,712円」と、同項第2号ア中「1,500円」とあるのは「1,350円」と、同号イ中「2,500円」とあるのは「2,250円」と、同号ウ中「4,000円」とあるのは「3,600円」とする。</p>

知立市体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第53号、参考資料)

改正後	改正前																											
<p>別表第2（第8条関係） 市民体育館附属設備等使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>机</td> <td style="text-align: center;">1脚</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td>空調設備（主競技場）</td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">2,500</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 主競技場の空調設備の使用料について、主競技場の2分の1の範囲内で空調設備を利用するときは、当該使用料の2分の1相当額とする。</u></p> <p><u>4 主競技場の空調設備の使用料について、利用する時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間を1時間として計算する。</u></p> <p><u>5 柔道場、剣道場又は会議室の空調設備の使用料について、利用する時間が1時間に満たないときは1時間として計算し、連続して1時間を超えて利用するときはその超える部分について20分（20分に満たない場合は、20分とする。）ごとに100円を加算する。</u></p>	区分	単位	金額	略			机	1脚	30	空調設備（主競技場）	1時間	2,500	略			<p>別表第2（第8条関係） 市民体育館附属設備等使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>机</td> <td style="text-align: center;">1脚</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 空調設備の使用料について、利用する時間が1時間に満たない場合は、1時間として計算する。</u></p> <p><u>4 空調設備を連続して1時間を超えて使用する場合、その1時間を超える部分の使用料については、20分（20分に満たない場合は、20分とする。）ごとに100円とすることができる。</u></p>	区分	単位	金額	略			机	1脚	30	略		
区分	単位	金額																										
略																												
机	1脚	30																										
空調設備（主競技場）	1時間	2,500																										
略																												
区分	単位	金額																										
略																												
机	1脚	30																										
略																												

